令和6年度「元気な農業応援事業」の実施方法と採択基準について

令和6年度から見直しする点

- ◆園芸品目の運搬機を対象とする。(収穫物や苗箱の運搬用)
 - ※クローラー手押しタイプのみ。土砂や堆肥、籾コンテナの運搬用は除く。軽トラックなどの車両を除く。
- ◆「省エネルギー対策支援」の対象作物に、キノコを追加する。
- ◆納品の遅れが見込まれる秋冬作業用の機械や施設等の要望について、春夏作業要望時に、 理由書を添付して要望できるものとする。
 - ※ただし、春夏作業要望で不採択になった場合、秋冬作業要望時に同一の要望は不可。
- ◆「省エネルギー対策支援」は、施設の2回目以降の支援も対象とする。
 - 1回目:補助率 3/10 2回目以降:補助率 1.5/10
 - ※施工箇所は問わず、対象施設の被覆または修繕の支援メニューごとに補助率を算定する。
- ◆農機具店やクレジットカード会社への分割払いは、令和 6 年度から原則として不可とする。
- ◆成果目標項目を8つに絞り、目標設定の下限を設ける。
- ◆「省エネルギー対策支援」の実績時にチェックリストを添付し、達成状況報告を不要と する。
- ◆完了日は、領収書の日付または保険加入日のいずれか遅い日(年度内)とする。

昨年度から引き続きとなる要件など

- ○成果目標の設定・達成状況報告書の提出が必須です
- ・事業実施3年後の目標を設定していただき、<u>取組者全員</u>(省エネルギー対策支援を除く) <u>を対象とした達成状況の確認</u>を実施します。<u>提出がない場合は事業の活用を不可としま</u> す。
- 目標未達成の場合は、再度、翌年に「達成状況報告書」を提出していただきます。 また、未達成となった翌年度に事業要望する場合、審査において減点措置を実施します。

○機械・施設整備(ハード)事業の審査基準

- 「審査項目確認書」により全ての対象者を一律に審査します。
- 自己採点において「3点」に満たない場合、要望を受付しないものとします
- 予算の範囲内において、獲得点数の高い事業から採択します。 (同点の場合は、要望額の低い方を優先的に採択します)

○その他

- ・汎用性の高い機械・施設を補助対象外とします。(例)フォークリフト、ショベルローダー、バックホー など
- ・実績報告時に導入機械・施設の保険加入を必須とします。
- 事業要望審査により採択、不採択を決定することを基本としますが、 要綱に定める範囲で補助率を調整する場合があります。
- ・実績報告時に<u>「領収書」</u>を添付することを原則とします。
- ・ソフト事業において、ハード事業同様、申請時に<u>「3者見積書」</u>の添付を基本とします。 ただし、3者見積もりが取れない場合、理由書でも可能とします。
- ・ 堆肥の切り返しなどに活用する機械は、フロントローダーとバケットなどトラクターにアタッチするものが対象となります。